

(別記)

## 公表基準

公表は次の様式により行うものとする。

### 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

#### ◎ 評価機関

名 称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館シズウェル内 4 階
評価実施期間	H24 年 9 月 1 日～H25 年 1 月 7 日
評価調査者番号	①H18-a007
	②H18-b019
	③

#### 1 福祉サービス事業者情報

##### (1) 事業者概要

事業所名称：こまつ保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：内山 啓子 (管理者)	開設年月日 昭和 44 年 4 月 1 日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：社会福祉法人天竜厚生会	定員 120 人 (利用人数)
所在地：〒434-0042 浜松市浜北区小松 3221	
連絡先電話番号： 053 — 584 — 0170	F A X 番号 053 — 584 — 0171
ホームページアドレス	<a href="http://www.tennryu-kohseikai.or.jp">http://www.tennryu-kohseikai.or.jp</a>

##### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
一般保育・延長保育・地域活動事業・アレルギー児保育・障害児保育・一時保育	健康診断・老人交流・自然観察会・スネール懇談会・収穫祭・お月見会・チャイルドサッカー理事長杯・マラソン大会・もちつき会・リズム発表会 (複数回を含む)
居室概要	居室以外の施設設備の概要
0 歳児室・1 歳児室+プレールーム・青空ルーム・おひさまホール (兼ランチルーム)・彩さくコーナー (室)・ままごとコーナー (室)・絵本コーナー・カプラコーナー (室)・ログハウス	ステージ・倉庫・医務室・プール・キッチン・ロッカールーム・子供用喫茶室・トイレ・洗濯室・もく浴室・シャワールーム・飼育小屋

職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
保育士	27	栄養士	1
看護師	1	アテンダント	2
パート（保育・調理・事務）	21		

## 2 評価結果総評

### ◆ 特に評価の高い点

- 1) 法人の基本理念、スローガン、経営方針、行動指針が明確に示されています。また、これらを記した身分証明書を全職員が携行して理解の共有を図っています。
- 2) 法人本部の統括力が発揮され、法人の理念や基本方針、経営戦略などが当該施設に浸透しています。法人はISO9001の認証を取得し、規定に基づき品質目標を設定し、予算の裏付けのある中期経営計画を作成しています。施設は職員から出た意見を組織的に中長期計画に反映し、単年度の事業計画と達成目標を明示し、定期的に達成度を評価しています。また、職員・保護者へ計画書の配付と説明を丁寧に実施しています。
- 3) 管理者等は公認会計士による指導と経営コンサルタントによる経営戦略に関する研修を受け経営の効率化や提供サービスの向上取り組んでいます。
- 4) 職種・職域ごとの研修目標が定められ計画的な人材育成に努めています。法人の「人事制度要綱」に基づき、職員の人事考課が適切に実施されています。
- 5) 雇用形態にかかわらず基本的な福利厚生が手厚く、これに追加しての互助会への参加も自由にでき、職員は自分の生活に応じて利用しています。
- 6) 地域のニーズを把握し、一時保育では障害児保育も実施し、ボランティアの受け入れや、子どもの地域交流を積極的に実施しています。
- 7) 2歳から5歳の異年齢保育を実施し、グループは卒園後の通学の小学校エリアを意識して構成し、リズムや体操の年齢別のコアタイムと午睡の時間以外の時間は、子どもは自分の意思で自由に遊びのコーナーを選び、コーナーの担当職員から指導を受けながら遊んでいます。
- 8) 障害児に対しては外部機関の相談援助の情報収集と提供を行い、保育時の個別援助計画は職員が状態を把握して丁寧に作成しています。

### ◆ 特に改善を求められる点

- 1・水周りの清掃についてのマニュアルが十分ではありません。特に室内では上靴を使用せず、そのままトイレを使用していますので、床周辺については日常的な清掃方法について細かな内容のマニュアルが求められます。
- 2・家庭との健康連絡カードはありますが、日々の生活は口頭で伝えられる為、記載が少なく、記録が必要で、保護者からの要望も出ています。また、子ど

もが自由に各コーナーを選び移動していますので、移動している子供一人一人の一日の生活を時系列で観て記録する工夫と実施が求められます。

### 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

地域の方に支えられ、「地域に根ざした保育園」を目指し、今年で44年目を迎えました。第三者評価は平成17年に受け、今回2回目の受審となりました。職員間で評価項目ひとつひとつについて話し合いを深め、改めて保育を見直すよい機会となりました。今回評価していただいた内容や保育者からの要望や願いなど、真摯に受け止め、今後の保育運営に生かしていきます。これからも、地域の子育てサロンとして子どもの最善の利益の為に、一層努力して参ります。

### 4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念・基本方針は明文化され、保育・教育方針はこまつ保育園経営書と保育ハンドブックに明記され、職員が携帯している身分証明書にも理念・基本方針・行動指針を明示し周知の取り組みをしています。</li> <li>・パンフレットやホームページへ掲載していますが、地域住民や関係機関への配布が十分ではありません。</li> </ul>
<p>2 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人がISO9001を取得し、中長期目標を定め、予算の裏付けのある中長期計画を策定し、これを基に施設は年次計画を策定しています。</li> <li>・計画には施設職員の意見を積み上げ、法人の計画に組み込まれる仕組みがあり、出来上がった計画書の内容は全職員に周知のために、資料配付と共に会議で説明し、保護者にも同様に説明があり、欠席した保護者には後日、一人一人説明しています。</li> </ul>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人本部から与えられた役割と自らの思いを職員会議で表し、管理者として法令遵守の研修や職員の質の向上に指導力を発揮しています。</li> <li>・地域の特性を加味しながら、経営や業務改善に積極的に取り組んでいます。</li> </ul>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の会議に出席し、情報を把握していますが、職員全体の取り組みとしては不十分です。</li> <li>・ISOの基準に基づき公認会計士の指導や経営コンサルタントからの指導を受けています。</li> <li>・管理者は毎月経営に関する分析を実施して法人に報告し、これを基に指導を受けています。</li> </ul>

<p>2 人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人の作成した職務分掌は明確に作成され、人事考課も「人事制度要項」があり、考課者は研修を受け、適正に実施されるように取り組んでいます。</li> <li>• 職員の就業状況の把握は担当者を置いてチェックを行い、法人の福利厚生は雇用形態に関係なく手厚いものとなっています。</li> <li>• 人材計画は施設の要望に基づき、法人で作成され、職員一人一人の研修・教育計画があります。</li> <li>• 実習生の受け入れは基本姿勢を明示し、体制を整備の上、積極的に行っています。</li> </ul>
<p>3 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人の作成した保育ハンドブックと一部これに施設独自のものを加えて職員研修をしていますが、マニュアルに不足部分があり、トイレの清掃基準等がありません。</li> <li>• マニュアルは ISO の基準に継続的な見直し規定があり、実施された記録もあります。</li> <li>• 発生した事故については園独自の分析を行っていますが、保護者の不安に対する対応が十分ではありません。</li> <li>• 事故を補償するための方策を講じています。</li> </ul>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 園長は各種会議に参加し、地域のニーズの把握に努め、事業に反映しています。</li> <li>• ボランティアの受け入れや中高校生の体験については、職員が意義方針を理解したうえで、受け入れ態勢を整え、子育てに関するプログラムを作成し、事業活動をするとともに、園児が地域の人とかかわる機会を積極的に作っています。</li> <li>• 虐待に関しての保護者への啓発活動は十分とは言えませんが、必要な社会資源を明確にし、特に障害のある児童への情報資料は職員が利用し易くしてあります。</li> </ul>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの食べる時間に幅を持たせ、量についても好き嫌いや、お腹のすき具合に合わせて自己申告できるような工夫がみられますが、年齢に応じた標準量との差が解りにくく、残食、偏食の改善の様子のチェックは不十分です。</li> <li>• 苦情解決の仕組みは周知されていますが、利用者満足</li> </ul>

	<p>度調査のフィードバックが十分ではなく、意見や相談を述べやすい環境の整備や手順のマニュアルが未整備です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎日の健康連絡カードはありますが、コアタイム以外は園児がコーナーを自由に選んでいるために、園児の移動については職員の連携により対応しています。</li> <li>• 子どもの喫茶コーナーがあり、10:00頃、子どもは各自出向いてカウンターやテーブルにつき、担当者は飲み物を提供しています。</li> </ul>
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提供するサービスの標準的実施方法は計画に基づき実施しています</li> <li>• 自己評価を実施しています。</li> <li>• 健康診断やアレルギー疾患・乳児保育・障害のある子ども・一時預かりの子どもに対して一人一人に適切な指導を行っています。</li> <li>• 年齢対象としたコアタイムではリズムや運動などの活動によりグループ化し、それ以外は2歳から5歳の異年齢保育の中で、子どもが興味のあるコーナーへ自由に出かけて、コーナーの担当職員からそれぞれ指導を受けられる環境が整備しています。</li> <li>• 就学に向けての保護者への対応が十分ではありません。</li> <li>• 保育日誌と形式は異なりますが、5か所の遊びのコーナー毎にその日に利用した子どもの様子を記載した記録を掲示し、保護者に閲覧を可能にしています。</li> </ul>
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービスの開始にあたり情報提供を行っています。</li> <li>• 施設の変更や家庭への移行にあたっての対応の手順は定めていますが、手渡す文書が無く、口頭です。</li> </ul>
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保育実施計画作成にあたり、保護者に説明はしていますが、マニュアルはありません。年2回の定期見直しと必要に応じ随時改善を図っています。</li> <li>• 特に障害児の個別指導計画は保育士が実態を把握し、細かく作成しています。</li> </ul>

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A

	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
	③ 外部監査が実施されている。	A

## II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	A
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	A

## II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
	② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	B
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	B
	④ 発生した事故を把握している。	A
	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
	⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

## II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 利用者地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A

	② 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	B
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	B
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	B
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	B
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A

⑤	相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	A
⑥	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
⑦	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
①	保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
②	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
③	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
⑥	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
⑦	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
⑧	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
⑨	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	B
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
①	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A

Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A